

商店街等施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 商店街等施設整備事業補助金の交付に関しては、商店街等施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象施設の要件)

第2条 要綱別表に規定する知事が定める対象施設の要件及び補助対象経費の詳細は別表1のとおりとし、補助対象施設は、原則として事業実施主体が所有するものとする。

(補助事業実施区域の要件)

第3条 事業実施区域は、原則、小売、サービス又は飲食に係る商店数が5以上かつ商店密度が街路100mあたりおおむね5店以上ある地域とする（商店街のDX化を推進するためのシステムの整備を除く）。

(LED街路灯及び商店街のDX化を推進するためのシステムの整備における限度額)

第4条 要綱別表に規定するLED街路灯及び商店街のDX化を推進するためのシステムの整備における知事が定める限度額は、別表2のとおりとする。

(構成員等が負担する積立金等の要件)

第5条 要綱別表に規定する構成員等が負担する積立金等における知事が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 積立金

事業実施主体が構成員等から事業費支払日までに定期的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(2) 徴収金

事業実施主体が構成員等から事業費支払に際して臨時的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(3) 借入金

事業実施主体が事業費支払に際して借り入れるもので、借入者、借入先、借入内容、返済方法、返済負担者及び返済負担内容等が明確なものとする。

(4) その他の資金

事業実施主体が有する(1)～(3)以外の資金で、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(業者選定の手続)

第6条 業者の選定は、業者選定委員会によるものとし、その手続方法は次のとおりとする。

(1) 構成

業者選定委員会の構成員は、複数かつ奇数の事業実施主体の構成員によるものとし、当該請負等対象者及び関係者は構成員とすることができないものとする。

(2) 要件

業者選定委員会の開催は、前項の構成員によるとともに、市町村職員がオブザーバーとして出席するものとし、出席者や審議内容を記載した議事録を作成するものとする。

(3) 事業の概要と予定額の決定

業者選定委員会は、事業実施主体の予算や総会決定内容に基づき、事業の概要と予定額を決定するものとする。

(4) 業者選定

業者選定委員会は、事業の概要と予定額を3者以上の業者に示し、提案及び見積書を求めるとともに、提案の中から最も経済性かつ事業効果に富んだものを選定するものとする。

選定の際には、具体的理由や経緯等を議事録に詳細に明記するものとする。

(5) その他

提案及び見積書は、施設内容や材料等が詳細かつ明確に判断できるものを求めるものとする。

また、3者以上の業者が関連企業や施工不可能な業者に偏ることがないとともに、材質や施工等において耐久性等に問題が生じないように留意のうえ、審議を行うものとする。

(申請書の提出期限)

第7条 要綱第5条第2項に規定する知事が定める提出期限は、原則として事業を開始しようとする日の2週間前とする。

(申請書の添付書類)

第8条 要綱第5条第4項第6号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、商工団体が実施する事業については、(2)及び(3)の提出を要しない。

- (1) 資金計画表(様式ア)
- (2) 事業実施主体負担分内訳書(様式イ)及びその添付資料
- (3) 構成員負担分内訳書兼事業実施等同意書(様式ウ)(構成員の個別負担がある場合及び法人格のない商店街組織が事業を実施する場合。)
- (4) 事業実施地・建物が民有に係る場合における当該土地等の使用承諾を証する書類の写し
- (5) 業者選定委員会の委員名簿、議事録及びこれに係る見積書等の写し
- (6) 補助事業の実施に係る総会資料等
- (7) 商店街の区域及び商店の位置並びに補助事業の実施場所を示す地図
- (8) 施設設置前の状況が把握できる写真等
- (9) 車検証の写し(中古の移動販売車の場合に限る。)
- (10) 補助事業実施年度及び補助事業完了後5年間の収支(経費)見積書及び運用計画書(商店街のDX化を推進するためのシステムの整備の場合に限る。)
- (11) その他知事が必要と認めるもの

(借入金返済の報告)

第9条 事業実施主体の代表者は、要綱第11条第2項の規定に基づき、借入金の返済が完了するまでの間は、各会計年度の返済状況等について、翌会計年度の5月末日までに、様式エにより市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(報告書の添付書類)

第10条 要綱第12条第2項に規定する知事が定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、商工団体が実施する事業については、(7)及び(8)の提出を要しない。

- (1) 要綱第5条第4項に掲げる申請書の添付書類のうち、内容等に変更の生じたもの(ただし、軽易な変更によるものは除く。)
- (2) 資金決算表(様式オ)
- (3) 契約書(業者の名称、代表者氏名及び代表者印等が明記されているもの)の写し
- (4) 請求書(業者の名称、代表者氏名等が明記されているもの)の写し
- (5) 領収書(業者の名称、代表者氏名等が明記されているもの)の写し
- (6) 金融機関の口座振込による払込書の写し
- (7) 借入を行った場合の借入先及び借入内容等を証する書類の写し
- (8) 借入金返済計画書(様式カ)
- (9) 検査調書(様式キ)
- (10) 工事中及び施設設置後の写真等
- (11) 車検証の写し(新車の移動販売車の場合に限る。)
- (12) その他知事が必要と認めるもの

(その他)

第11条 事業実施主体は、事業実施に際して次に掲げるところに従うものとする。

- (1) 契約等の事業着手は、交付決定後に行うものとする。
- (2) 周辺住民等との間で問題等が生じないように調整等を行うものとする。
- (3) 積立金、徴収金、借入金及びその他の資金の管理は、金融機関の口座によるものとし、これに係る通帳、証書及び領収書等は、要綱第20条第2項の規定により当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。
- (4) 事業費の支払は金融機関の口座振込によるものとする。
- (5) 施設の設置後の管理は、原則として事業実施主体が補助事業の目的に沿って行うものとする。
- (6) キャッシュレス決済端末等の各個店に設置するものに関しては、事業実施主体と構成員の間で使

用等に係る取決文書を定めるなどにより、管理体制を明確にするものとする。

- (7) リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用により商店街のDX化を推進するためのシステムを整備する事業においては、補助事業により取得した財産の要綱第18条に定める期間における滅失、譲渡、使用不能等の防止のため、保証期間及び損害賠償等を契約で定める等、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月5日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象施設	要件	補助対象経費の詳細
(1) 駐輪場、駐車場	<p>ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。</p> <p>イ 縁石線、柵その他これに類する工作物により区画されているものとする。</p>	
(2) 商店街のDX化を推進するためのシステム	<p>ア 事業実施主体が、デジタル技術を活用した販売促進、顧客管理等を行うためのシステムを導入する共同事業（商店街で一体的に整備するものに限る。）とする。</p> <p>イ 補助事業により導入したシステム（デジタル機器及びソフトウェアを含むシステムを構成する全ての財産）は、原則として事業実施主体が整備、保有及び維持管理を行うものとする。ただし、経済性及び事業効果等の観点から購入し保有するより効果的と認められる場合には、リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 要綱第 2 条第 2 号に定める商工団体が事業実施主体になる場合は、複数の商店街組織を取りまとめて実施する事業に限るものとし、補助事業の対象となる要綱第 2 条第 1 号に定める商店街組織に係る経費のみ補助対象経費として認めるものとする。</p>	<p>事業を実施する際に必要な次の機器等に限るものとする。</p> <p>ア システムを構成するハードウェアの購入に要する経費（システムの構築に必要な不可欠な機器に限り、汎用性があり目的外使用が可能なものは除く。）</p> <p>イ システムを構成するソフトウェアの開発及び購入に要する経費（無償配布されているものは除く。）</p> <p>ウ システムの構築に要する委託費（工事費、設定費等）</p> <p>エ リース又はレンタル並びにクラウドサービスの利用を認めた事業については、補助事業実施年度に係る経費かつ市町村が定める事業完了日までに経費の支払（事業実施主体の口座からの振込をいう。）が完了する経費のみ補助対象経費として認めるものとする。</p> <p>オ 施設の保守料、通信費等の維持管理費及び運営費は、補助対象経費としないものとする。ただし、リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用を認められた施設について、これらの利用料の中に施設の保守料、通信費等の維持管理費及び運営費が含まれる場合はこの限りではない。</p>
(3) 移動販売車	<p>ア 移動販売事業又は商店街への運送事業を週 1 回以上行うものとする。</p> <p>イ 取り扱う商品は、原則、商店街のものとし、スーパーマーケット、大規模小売店舗又はチェーン店の独占販売をしないものとする。</p>	<p>ア 車両本体に係る費用のみを補助対象とする。</p> <p>イ 重量税・自賠責保険料等の諸経費は補助対象経費としないものとする。</p>
(4) イベントスペース	<p>ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。</p> <p>イ 商店街のホームページ等で利用募集を行い、使用者から遅延が生じることなく利用料金を徴収するものとする。</p>	

	ウ 各月にて利用者がいない場合は、事業実施主体が地域商業活性化に向けたイベントを開催するものとする。	
(5) LED街路灯		個店の名称等を表示した看板等については、補助対象経費としないものとする。
①設置事業	ア 設置する街路灯は10基以上とする。 イ 原則として30m以内のおおむね等しい間隔で設置するものとする。	
②改修事業	ア 改修する街路灯は3基以上とする。 イ 原則として、既設の街路灯からLED照明を使用する街路灯(以下「LED街路灯」という。)に改修するもの及び既設のLED街路灯の維持管理に要する修理等を行うものとする。	
(6) その他、知事が必要と認めるもの	都度定める。	都度定める。

別表2（第4条関係）

補助対象施設		補助限度額	一基あたりの補助限度額
L E D 街 路 灯	①設置事業	1事業実施主体あたり50万円以上1,000万円以内とする。	11万5千円以内
	②改修事業	1事業実施主体あたり25万円以上250万円以内とする。	
商店街のDX化を推進するためのシステム		1事業実施主体あたり25万円以上250万円以内とする。	

様式ア（第8条関係）

資金計画表

市町村名		事業実施主体名	
施設種類		事業費計	b 円 (税込み ・ 税抜き)

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考
事業支出 (事業費支払)					b	
資金計画	補助金 (県＋市町村)				c+d	
	事業実施主体負担分	積立金				
		徴収金				
		借入金				
		その他の資金				
	小計				b	
補助金が精算払の場合の 一時借入金						
備考						

様式イ（第8条関係）

事業実施主体負担分内訳表

市町村名		事業実施主体名	
------	--	---------	--

No.

No.	年月日	内 容	負 担 者	金 額	累 計	備 考
-	-	計	-	-	e	

※添付書類

- ① 構成員が個別に負担する部分がある場合、様式ウ及び通帳等の写し等その内容を証する書面
- ② 一般会計からの繰入部分がある場合、財務状況を明らかにする書類及び通帳等の写し等その内容を証するもの書面
- ③ ①、②以外の者が負担する部分がある場合、契約書、通帳等の写し等その相手方と内容を証する書面

様式ウ（第8条関係）

構成員負担分内訳及び事業実施等同意書

市町村名		事業実施主体名	
施設種類		事業費計	b 円 (税込み ・ 税抜き)

No.

関係構成員	No.		No.		No.		No.		No.	
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
計	—		—		—		—		—	

※ 構成員の個別負担がある場合は、様式イに記載した構成員が個別に負担する部分のNo.（名目）ごとに、署名してください。
 法人格のない商店街組織の場合は、個別負担の有無にかかわらず、事業実施同意書として構成員全員が署名してください。
 構成員に対して、それぞれの負担内容等について、確認することがあります。

資金決算表

市町村名		事業実施主体名	
施設種類		事業費計	g (税込み ・ 税抜き) 円

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考
事業支出 (事業費支払)					g	
資金決算	補助金 (県 + 市町村)				h+i	
	事業実施主体負担分	積立金				
		徴収金				
		借入金				m
		その他の資金				
	小計					g
補助金が精算払の場合の 一時借入金						
備考 (変更点等)						

様式キ（第10条関係）

令和 年度商店街等施設整備事業補助金検査調書

市町村名 検査日 令和 年 月 日
職 名 課名
氏名

市町村名		事業実施主体名	
施設種類		事業費計	g 円 (税込み ・ 税抜き)

項 目	確 認	
1 事業の実施において、交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 事業の支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか。	<input type="checkbox"/>	
7 管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 その他の確認事項		

※ LED街路灯の整備の場合は別紙を添付してください。

LED街路灯関係事業検査票

市町村名		事業実施主体名	
------	--	---------	--

検査日等 項目	事前検査 月日 場所	施工検査 月日 場所	完了検査 月日 場所	備考
ポールの材質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの形状、サイズ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの肉厚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの長さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アームの溶接部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装の仕上げ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具の寸法及び形状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具のシェード部分の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポール又はアームの歪み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装、表面処理の仕上がり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
看板、町名板、フラッグバー、 枝差し等の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎工事が図面どおりか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電線類との接触等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他の確認事項				

※改修の場合には、該当する項目のみ検査（非該当部分はその旨を備考に記載）してください。